

上尾市西貝塚環境センターの入札に関する

第三者調査委員会 調査報告書

【令和3年度版 再発防止策実施状況報告書】

令和4年4月

上尾市

目 次

第1	はじめに	1
第2	評価実施方法	2
第3	実施状況報告	3
	【実施状況一覧（総括）】	3
	【個別実施状況】	4
提言1	入札制度の改善	4
提言2	政治倫理条例の制定	6
提言3	職員倫理条例の制定	10
提言4	執務室への立ち入り制限	14
提言5	面会記録作成の徹底	16
提言6	コンプライアンス意識の徹底	19
提言7	法曹資格者の採用	21
提言8	公用車の適正利用	22
提言9	市民による監視の強化	25
提言10	提言内容の定期的な評価	30
第4	取り組みへの評価（評価員）	32
第5	おわりに	33

（別冊）資料編

第1 はじめに

1 平成29年10月30日、上尾市西貝塚環境センターの業務に関する入札を巡り、当時の島村穰上尾市長及び田中守上尾市議会議長並びに明石産業(株)の山田明代表取締役らが共謀の上、秘密事項を漏らしたとして、官製談合防止法違反や公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕されるという事件が発生した。

さらに、センター業務に関し、上記社長と上記元議長はあっせん贈収賄の疑いで、また、同社長と上記前市長は受託贈収賄の疑いで、再逮捕、起訴されるに至り、平成30年4月までには、起訴事実すべてについて、全員有罪判決が確定した。

上記事件は、市長と議長という行政、議会のトップ二人が同時に逮捕、起訴され、有罪が確定するというものであり、二元代表制を根底から揺るがすとともに、職員までも巻き込む前代未聞の事態であって、市政に対する市民の信頼が大きく損なわれた。

2 このような事件の発生を受け、事実関係を調査、検証し、再発防止のための提言を行うべく、上尾市西貝塚環境センターの入札に関する第三者調査委員会（以下「第三者調査委員会」という。）が設置された。（平成30年5月24日）

3 第三者調査委員会は、背景事情や原因等を調査分析し、入札制度の問題、三者の癒着関係、元議長の職員人事等に対する不当な介入、議会の監視機能の欠如、政治家の政治倫理・コンプライアンスの欠如、職員のコンプライアンスの欠如、既存内部通報制度の機能不全、の7点の原因乃至問題点を指摘した。

4 第三者調査委員会は、調査報告書を市に提出し、対策として入札制度の改革、政治倫理条例の制定、職員倫理条例の制定等10項目の再発防止策を提言した。（平成31年3月18日）

5 本報告は、提言内容を実現するために事件発覚から令和4年2月28日までに市が取り組んだ状況について報告するものである。

第2 評価実施方法

1 評価の実施と目的

第三者調査委員会からの提言では、提言が着実に実行されていることの「定期的な評価」、「結果の公表」が求められている。これに対応すべく、本評価は、市としての取り組みをとりまとめ、内部評価を実施した上で、本事件の原因分析と提言を頂いた第三者調査委員会の元委員長による再度の評価を実施することとした。

2 評価員と実施期間

① 評価員

第三者調査委員会の元委員長（敬称略）

氏 名
吉澤 俊一

② 実施期間・開催実績

令和4年3月15日に実施状況の評価資料を評価員に送付し、同月28日に事務局から取組状況を説明した上で評価を実施。

令和4年3月31日に最終的な評価結果をとりまとめ、同年4月に公表。

第3 実施状況報告

第三者調査委員会の提言及び提言に対する、事件発覚（平成29年10月30日）から令和4年2月末までの市の取り組み状況については以下のとおりである。

なお、近い将来において実施を検討しているものはその予定を掲載している。

【実施状況一覧（総括）】令和4年2月現在

再発防止策の提言（対策）	実施状況
提言1 入札制度の改善	P 4
<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格の事前公表制、最低制限価格の算出割合の固定制の効果検証。 ・ 「上尾市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」の厳格運用。 ・ 上尾市建設工事等請負業者審査委員会委員への外部有識者加入。 	実施
提言2 政治倫理条例の制定	P 6
<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の①～⑤を含む条例の制定（①政治倫理基準の明示 ②資産公開制度 ③政治倫理審査会の設置 ④市民の審査請求権 ⑤市民の問責権） 	概ね実施
提言3 職員倫理条例の制定	P 10
<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の①～③を含む条例の制定（①職員倫理基準の明示 ②内部通報制度の見直し ③不当な要求を断れる組織体制の確立） 	実施
提言4 執務室への立ち入り制限	P 14
<ul style="list-style-type: none"> ・ 執務室への立ち入りを制限する規程の制定 ・ 物理的な対策の実施 	実施
提言5 面会記録作成の徹底	P 16
<ul style="list-style-type: none"> ・ 面会記録作成の徹底 ・ 市長室や議長室等への防犯カメラの設置 	実施
提言6 コンプライアンス意識の徹底	P 19
<ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンス意識の徹底を図る研修の継続的な実施 ・ 入札や契約に特化した研修の実施 	概ね実施
提言7 法曹有資格者の採用	P 22
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法曹有資格者（弁護士）を職員として採用 	実施
提言8 公用車の適正利用	P 23
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公用車にドライブレコーダーを設置 ・ ドライブレコーダーの管理規程の制定 	概ね実施
提言9 市民による監視の強化	P 26
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の市政に対する監視機能の向上 ・ 積極的な情報発信 	実施
提言10 提言内容の定期的な評価	P 30
<ul style="list-style-type: none"> ・ 提言内容の進捗管理 ・ 評価結果の公表 	実施

【個別実施状況】

提言1 入札制度の改善

◆提言内容（要旨）

入札制度の改善については、今回の事件を受けて、既に予定価格の事前公表制、最低制限価格の算出割合の固定制が試行されている。

1. 入札制度改善による効果検証

当面この制度を継続し、効果を検証するとともに問題点の有無を確認すること。

2. 入札参加資格証明書等関係書類の厳格な審査

契約締結に至る前に、入札参加資格証明書等関係書類について厳格な審査を行い、不正が発覚した場合には、「上尾市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」の厳格な運用を行う。

3. 上尾市建設工事等請負業者審査委員会（以下、「請負審査会」という。）への外部有識者加入

請負審査会は内部組織であったため、機能しなかった可能性が高い。そこで弁護士等外部有識者を加えること。

◇再発防止策実施状況（総務部契約検査課）

1. 入札制度改善による効果検証

予定価格の事前公表制、最低制限価格の算出割合の固定制を導入した目的は、予定価格を執拗に探る外部からの不正行為を防止するためである。一方、談合が行われる可能性があることや、積算能力が不十分な事業者であっても、事前公表された予定価格を参考にして受注する事態が生じる可能性が挙げられる。

そこで、平成31年度から令和2年6月までの入札事例（全1,050件）について制度改善の効果検証を行った。

具体的には、予定価格の事前公表制の検証については、予定価格と同額で入札し、落札された事例（全1件）について、履行完了時の状況を契約検査課が発注課に照会したところ、適切に履行され、問題がないことを確認した。

最低制限価格の算出割合の固定制の検証については、最低制限価格と同額で入札し、落札された事例（全5件）について、令和2年6月までの履行（施工）途中及び完了時の状況を発注課に照会し、契約検査課において、契約書及び施工計画書通り施工されていることや、評定点が合格点である等、問題がないことを確認した。

予定価格の事前公表制、最低制限価格の算出割合の固定制の実施により、外部から入札関係職員等に対して予定価格や最低制限価格を探る不正な行為が生じる恐れはなくなった。今後も本制度の試行、改善を継続することと併せて検証を

行うこととする。

2. 入札参加資格証明書等関係書類の厳格な審査

落札候補者が提出する書類を、平成27年5月から公告時に明確に表記し、提出書類の審査を行っている。

また、「上尾市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」(※令和2年5月21日の改正時に要綱名称も改正)の厳格運用については、これまで入札参加停止の審査を行う際、請負審査会を開催せずに書面による合議にて審査することもあったが、平成31年度からは、請負審査会を開催し決定することとしている。

実績として、平成31年度は7件、令和2年度は12件、令和3年度は令和4年2月末日までに5件の入札参加停止に関する案件を審議した。

3. 請負審査会への外部有識者加入

令和2年3月31日に「上尾市建設工事等請負業者審査委員会設置規程」¹¹を改正し、令和2年4月から新たに総務部配属の法務監(弁護士)を委員に加えている。

これにより、入札参加条件の審査や、不正に対する入札参加停止等の措置決定について、より厳格な審査が行える体制となった。

◇総括

内部評価【提言内容を実施】

入札制度改善については、現在まで良好に機能している。今後も本制度の試行、改善を継続し、検証を繰り返し実施することが大切であると認識している。

請負審査会は、上記の取り組みを通じて実際の審議を行うことで審査の透明性の確保につながった。

また、本来、競争入札に付すべき一体工事であるにも関わらず、分割して少額随意契約とした事案など、過去に不適切な契約手続きとみなされるおそれのある契約があったことから、担当所属長のみで決裁が可能であった設計額130万円以下の工事請負契約についても、令和元年10月からは、全て契約検査課へ合議をすることとし、意図的な分割発注が行えない仕組みとした。

引き続き、適正な契約事務が執行されるようチェック機能の強化を図り、再発防止に取り組む。

¹¹ 『上尾市建設工事等請負業者審査委員会設置規程』 資料編 P1～P4

提言 2 政治倫理条例の制定

◆提言内容（要旨）

今回のような事件が再び起こらないようにするためには、市長や市議会議員等政治家が業者との不適切な関係を持たず、その清廉性及び透明性を確保するため、下記5項目を骨子とする政治倫理条例を制定することが不可欠と思料される。

（1）政治倫理基準の明示

市長や市議会議員等が法令を遵守することを明示する。また不正の疑いをもたれる恐れのある行為を明示し、これを禁止する。

（2）資産公開制度

市長及び市議会議員等は、自己及び配偶者並びに同居の親族の資産、収入、税の納付状況等について資産報告書を作成し一般に公開する。

（3）政治倫理審査会の設置

政治倫理審査会を設置し、市長や市議会議員等に政治倫理基準または資産報告書の内容、政治倫理条例等に違反する疑いがあるときは、これを審査する。

（4）市民の審査請求権

市民は、市長や市議会議員等に政治倫理条例に違反する疑いがあるときは、政治倫理審査会に調査を求めることができる。

（5）市民の問責権

市長や市議会議員等が政治倫理条例に違反したと認定されたときは、当該市長や市議会議員等による説明会の開催を求めることができる。

◇再発防止策実施状況（総務部総務課、議会事務局議事調査課）

1. 上尾市長等政治倫理条例の制定

上記の提言内容5項目を含む「上尾市長等政治倫理条例」^{2・3}（以下、「市長等政治倫理条例」という。）を、令和2年10月5日に制定した。

本条例の目的は、市政は市民の厳粛な信託によるものであり、その受託者である市長等が、その権限や地位の影響力を不正に行使して、自己又は特定の者の利益を図ることのないよう措置を講じ、市政に対する市民の信頼に応えとともに、市民が市政に対する正しい認識と知識を持ち、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することとした。

本条例は、令和2年10月9日の一部施行を経て、実施に必要な規則や様式⁴

² 上尾市長等政治倫理条例概要 資料編 P5

³ 『上尾市長等政治倫理条例』 資料編 P6～P14

⁴ 『上尾市長等政治倫理条例施行規則』 資料編 P15～P20

の整備とともに令和3年4月1日に全面施行した。

提言5項目についての対応は次のとおり。

(1) 政治倫理基準の明示

執行部側を対象とした51自治体の条例を中心に調査研究し、市長等倫理条例第3条に市長等に対する政治倫理基準を規定した。

具体的には、「(1)その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。(2)市が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び物品納入契約並びに指定管理者の指定に関して特定の業者を推薦、紹介する等有利な取り計らいをしないこと。(3)職員の公正な職務の遂行を妨げ、又はその職権を不正に行使するよう働きかけないこと。(4)職員の採用に関して、その地位による権限又は影響力を不正に行使しないこと。(5)政治活動に関して道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。」とした。

(2) 資産公開制度

市長等倫理条例第6条から第8条までに、市長は資産等報告書等を提出しなければならないとすることを規定した。

(3) 政治倫理審査会の設置

市長等倫理条例第11条に、資産等報告書等の審査その他の処理を行うため、上尾市政治倫理審査会を置くことを規定した。

具体的な職務は、「(1)資産等報告書等を審査し、審査報告書を市長に提出すること。(2)市民からの調査の請求に係る事案を調査し、調査報告書を市長に提出すること。(3)市長等が逮捕・起訴された場合の説明会を開催すること。(4)その他政治倫理の確立を図るため、市長の諮問を受けた事項について答申し、又は建議すること。」とした。

(4) 市民の審査請求権

市長等倫理条例第17条に市民の調査請求権を規定した。

具体的には、政治倫理基準や、請負契約等の辞退等に違反する疑いがあるとき、資産等報告書等の記載事項に疑義があるときは、市民は選挙人名簿登録者の100人以上の連署をもって、調査を請求できることとした⁵。

(5) 市民の問責権

市長は、市長等倫理条例第18条に逮捕後の説明会を開催できる旨、第19条に起訴後の説明会、第20条に第1審有罪判決後の説明会をそれぞれ開催しな

⁵ 市民からの調査請求に対する事務手順 資料編 P21

ければならない旨を規定した。説明会が開催されない場合、市民は選挙人名簿登録者の50人以上の連署をもって、説明会の開催を請求できることとした⁶。

2. 上尾市議会議員政治倫理条例の制定

上記の提言内容のうち4項目を含む「上尾市議会議員政治倫理条例」^{7・8}（以下、「議員倫理条例」という。）を令和2年10月5日に制定し、令和2年10月9日の一部施行を経て、令和3年4月1日に全面施行した。

本条例の目的は、議員の職務が市民の信託によるものであることに鑑み、市民全体の奉仕者であることを認識し、その権限や地位の影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう議員倫理に関する基準を定め、必要な措置を講ずることにより、公正で民主的な市政の発展に寄与することとしている。

提言5項目についての対応は次のとおり

（1）政治倫理基準の明示

政治倫理条例のモデル案をもとに議会改革特別委員会で検討を開始した。令和2年3月からは政治倫理条例制定特別委員会に引き継がれ、55自治体の条例を中心に調査研究を進め、議員倫理条例第5条に議員に対する政治倫理基準を規定した。

具体的には、「(1) 市政への不信を招くことのないよう品位及び名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に対して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。(2) その権限又は地位を利用していかなる金品も授受しないこと。(3) 市が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び物品納入契約並びに指定管理者の指定に関し、特定の業者が有利となる取り計らいをしないこと。(4) 人事の公正を害する行為を行わないこと。(5) 職員の公正な職務執行を妨げ、又はその職権を不正に行使するよう働きかけないこと。(6) 補助金等の不正な受給に関与しないこと。」とした。

（2）資産公開制度

検討したものの、規定するには至らなかった。

（3）政治倫理審査会の設置

議員倫理条例第7条に、市長等倫理条例第11条に規定する審査会により調

⁶ 市民からの説明会開催請求に対する事務手順 資料編 P22

⁷ 『上尾市議会議員政治倫理条例』 資料編 P23～P27

⁸ 『上尾市議会議員政治倫理条例施行規程』 資料編 P28～P30

査を行うことを規定した。

具体的な職務は、「(1)市民又は議員からの調査の請求に係る事案を調査し、その結果を報告すること。(2)その他政治倫理の確立を図るため、諮問を受けた事項について調査し、若しくは答申し、又は建議すること。」とした。

(4) 市民の審査請求権

議員倫理条例第8条に市民の調査請求権を規定した。

具体的には、「(1)議員が議員倫理基準に違反した疑いがあるとき。(2)議員が市の契約に対する遵守事項に違反した疑いがあるとき。」に、市民にあつては選挙人名簿登録者の総数の500分の1以上の連署をもって、議員にあつては議員定数の3分の2以上の連署をもって調査を請求できることとした。

(5) 市民の問責権

議員倫理条例第12条に、議員は刑事犯の容疑により、逮捕後、起訴後、第1審有罪判決後に説明会を開催できる旨を規定した。説明会が開催されない場合、選挙人名簿登録者の50人以上の連署をもって説明会の開催を請求できることとした。

◇総括

内部評価【提言内容を概ね実施】

市長等倫理条例、議員倫理条例が、上尾市議会令和2年9月定例会で同時に制定されたことで、市長や議員の清廉性及び透明性を確保するための規定が整った。両条例の目的にあるように市政は、市民の厳粛な信託によるものであり、その受託者である市長や議員が、その権限や地位の影響力を不正に行使して、自己又は特定の者の利益を図ることのないことを再認識し、公正で民主的な市政の発展に全力を挙げて取り組んでいくこととする。

条例の全面施行を受け、市長の資産等報告書等についての上尾市政治倫理審査会会議での審査や、市長の請負契約辞退届の提出・公表などの運用を開始^{9・10}している。

引き続き、市民の信頼を取り戻すため、両条例の厳格な運用を行っていく。

⁹ 令和3年上尾市告示第234号（審査報告書の要旨に関する告示） 資料編 P31

¹⁰ 令和4年上尾市告示第17号（辞退届の提出状況に関する告示） 資料編 P32

提言3 職員倫理条例の制定

◆提言内容（要旨）

今回の事件については、不正な疑いのある行為を職員が知りながら、これを未然に防止しえなかった。のみならず、事件に間接的に関与していたという疑いは否定できない。そこで、職員のコンプライアンスの確立を中核とした下記内容の職員倫理条例を制定することが不可欠と思料する。

（1）職員倫理基準の明示

法令を遵守することを明確化する。利害関係者との面談は複数人で行う。利害関係者との会食、ゴルフや旅行など市民の不審や疑念を招く行為を明示し、これを禁止する。

（2）内部通報制度の見直し

制度の周知徹底を図ること。弁護士などの有識者で組織したコンプライアンス審査会など外部に直接通報できる体制を整えること。通報者のプライバシーを確実に守ること。通報を理由として通報者に対する不利益な扱いから保護する体制を整えること等である。

（3）不当な要求を断れる組織体制の確立

職員倫理条例をより実効性のあるものにするために、業者等に限らず、市長や市議会議員等からも不当な要求があった場合、内部通報制度や記録の作成、公開等を含め、組織で対応する体制づくりを進める。

◇再発防止策実施状況（総務部職員課）

上記の提言内容3項目を含む「上尾市職員倫理条例」^{11・12・13}（以下、「職員倫理条例」という。）を、令和2年3月26日に制定し、令和2年4月1日に施行した。

本条例の目的は、職員が市民全体の奉仕者であり、その職務は市民から負託された公務であることに鑑み、職員の職務に係る法令の遵守及び倫理の保持に関して必要な措置を講じることで、職務の遂行の公正さに対する市民の疑念や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する市民の信頼を確保することとしている。

職員で構成されるコンプライアンス推進委員会（この項において以下、「推進委員会」という。）、外部委員による公益通報窓口及び上尾市コンプライアンス審査会（この項において以下、「審査会」という。）の設置については、令和2年9

¹¹ 上尾市職員倫理条例概要 資料編 P33

¹² 『上尾市職員倫理条例』 資料編 P34～P43

¹³ 『上尾市職員倫理条例施行規則』 資料編 P44～P50

月 25 日の条例の全面施行に合わせて整備した。

上記 3 項目についての対応は次のとおり。

(1) 職員倫理基準の明示

市長、副市長、教育長を含めた職員が遵守すべき職務に係る倫理原則を、職員倫理条例第 3 条に規定し、令和 2 年 4 月 1 日から施行している。

具体的には、職員は市民全体の奉仕者であり、市民の一部の者に対してのみの奉仕者ではないことを自覚すること、市民の一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならないこと、その職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと、利害関係者との関係に注意を払い市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと等を規定した。

(2) 内部通報制度の見直し

職員倫理条例第 17 条から第 23 条までに、職員からの内部通報を含め、公益通報制度について規定した。これまで通報窓口については内部にしかなかったが、審査会に通報するための外部委員による窓口を設置し、直接通報できる仕組みとしたことにより公益通報の実効性を高めた。

なお、職員倫理条例第 22 条に、公益通報の通報者及び通報対象事実の確認に関する調査協力者の保護を規定し、通報又は当該調査に協力したことを理由とした不利益を受けないよう定めた。

(3) 不当な要求を断れる組織体制の確立

① コンプライアンス担当部署の設置

職員倫理条例第 6 条にコンプライアンスの推進及び保持を図るための体制の整備をすることを規定した。

具体的には、不当要求行為等を受けた報告先として、総務部に弁護士資格を有する特定任期付職員（法務監）を配置し、職員に対しその職務に係るコンプライアンスに関する指導、助言等を行うものとした。

② 審査会の設置

職員倫理条例第 7 条に、公正な職務の遂行を確保するための審査会を設置することを規定した。

審査会の具体的な所掌事務は、「(1) 不当要求行為等の調査、報告等に関すること。(2) 働きかけ行為の調査、報告等に関すること。(3) 公益通報の調査、報告等に関すること。(4) 前 3 号に掲げるもののほか、コンプライアンスの推進に関し必要な事項。」とした。

③推進委員会の設置

職員倫理条例第8条に、市におけるコンプライアンスを組織的に進めるための委員会の設置を規定した。

推進委員会の具体的な所掌事務は、「(1)市におけるコンプライアンスの確保に関すること。(2)不当要求行為等に関すること。(3)働きかけ行為に関すること。(4)前3号に掲げるもののほか、コンプライアンスの推進に関すること。」とした。

④要望等への対応

職員倫理条例第9条に、要望等に対する基本原則を規定した。

具体的には、市政運営に対する要望等の重要性を十分に理解し、誠実にその内容を受け止め、適正に対応しなければならないが、特定のことを特別に扱うことを求める要望については、便宜又は利益を図ることにならないよう対応しなければならないものとした。また、不当要求行為等及び特別職からの働きかけ行為が行われた場合は、組織的に毅然とした態度で冷静に対応しなければならないとした。

職員倫理条例第10条に、要望等の記録について規定し、職員の職務に対して行われる要望等について、記録の例外となるものを除き、原則記録・保存することとした。

⑤不当要求行為等への組織的対応

職員倫理条例第13条から第15条までに、不当要求行為等及び特別職からの働きかけ行為への組織的対応について規定した。

具体的には、職員は、不当要求行為等を受ける、又は不当要求行為等に関する事実を知ったときは、内容を記録し、コンプライアンス担当部署に報告をしなければならないとし、状況によっては上司を通さず、審査会に対して直接報告することができる仕組みとした。

なお、職員倫理条例第16条に、報告を行った職員の保護について規定し、当該報告を行ったことを理由とした不利益を受けないよう定めた。

◇総括

内部評価【提言内容を実施】

職員倫理条例の施行により、職員が市民全体の奉仕者であり、職員の職務に係る法令の遵守及び倫理保持の重要性について強く再認識した。公務に対する市民の信頼を取り戻すため、今後は、条例の厳格な運用により職務の遂行の公正さに対する市民の疑念や不信を招くような行為の防止を図っていく。併せて、電話

や窓口において、職員の職務に対して行われる要望等について、原則記録・保存する旨の掲示を、各課の窓口に設置¹⁴した。

職員倫理条例第25条の規定に基づき、令和2年度中の「要望等の記録の件数」(962件)や、「不当要求行為等の件数」(6件)等を公表¹⁵した。

¹⁴ 「要望等の記録・保存」について周知(各課窓口) 資料編 P51

¹⁵ 『令和2年度職員倫理条例に係る運用状況の公表について』 資料編 P52～P54

提言4 執務室の立ち入り制限

◆提言内容（要旨）

業者は勿論、市議会議員も含めて職員以外の者が執務室に立ち入ることを制限する規程を制定し、情報管理を徹底すること。また、執務室内にある打ち合わせスペースをカウンターの外に設置するなどの物理的な対策も講じる。

1. 執務室への立ち入り制限
2. 物理的な対策

◇再発防止策実施状況（総務部総務課、ほか全課）

1. 執務室への立ち入り制限

（1）市役所本庁舎

平成31年4月1日に「上尾市庁舎管理規則」¹⁶（この項において以下、「規則」という。）の一部改正を行い、職員はもとよりすべての入退庁の管理について改めて徹底することを庁内に周知し、職員が入退庁の際に記入する時間外入出者名簿を電子化した。

具体的には、規則第6条第2項に、「閉扉後に庁舎に出入りしようとする者は、時間外入出者名簿に所要事項を記載し、又は電子計算機に入力し、当直員の許可を受けなければならない。」とした。

また、令和元年6月3日に規則の一部改正を行い、「事務室への立入制限」について新たに規定した。

具体的には、規則第6条の2第1項に、「職員以外の者は、職員の承認なく事務室に立ち入ってはならない。」とし、第2項に、「職員以外の者が事務室に立ち入るときは、職員は職務上の秘密が漏えいしないための必要な措置を講じなければならない。」とした。

（2）上下水道部庁舎

令和2年10月20日に「上尾市上下水道部庁舎管理規程」¹⁷の一部改正を行い、「事務室への立入制限」について新たに規定した。

具体的には、規程第5条の2第1項に、「職員以外の者は、職員の承認なく事務室に立ち入ってはならない。」とし、第2項に、「職員以外の者が事務室に立ち入るときは、職員は職務上の秘密が漏えいしないための必要な措置を講じなければならない。」とした。

¹⁶ 『上尾市庁舎管理規則』 資料編 P55～P60

¹⁷ 『上尾市上下水道部庁舎管理規程』 資料編 P61～P64

(3) 議会棟

議会事務局執務室への入室について考え方を整理し、職員のほか、退職者を含む市議会議員、国会議員、他の地方議会議員及びその関係者についてのみ入室を可能とし、その他の者の入室を制限した。

令和3年3月25日には「議会棟会議室の使用に関する要領」の改正に併せて、退職した元市議会議員の執務室への入室についても制限することとした。

2. 物理的な対策

(1) 市役所本庁舎

令和元年6月までに3階、4階、5階、6階の打ち合わせスペースをカウンターの外に設置¹⁸し、職員以外の者との打ち合わせ等は執務室の外で行うこととした。また、他の階については、既存の会議室等を活用し、職員以外の者が執務室に入ることを制限している。

(2) 上下水道部庁舎

1階ロビーに設置されている既存のテーブルの活用や、2階部長室のレイアウトを変更したことにより、カウンターの外に打ち合わせスペースを設け¹⁹、職員以外の者が執務室に入ることを制限している。

(3) 議会棟

市民や業者との面会については、スペースの都合上、議会図書室等を利用することとしている。

◇総括

内部評価【提言内容を実施】

以前は打ち合わせ等で、職員以外が執務室内に立ち入ることがあったが、制限する規程の制定や、打ち合わせスペースを執務室外に設置したことで、現在では業者や議員が執務室に入ることは無くなった。これにより、発注情報等が外部の者に漏れないよう情報管理を徹底することができている。

前回評価を受け、元市議会議員の執務室への入室についても制限し、より厳格な措置を講じることとした。

¹⁸ 執務室への立ち入り制限（市役所本庁舎） 資料編 P65

¹⁹ 執務室への立ち入り制限（上下水道部庁舎） 資料編 P66

提言5 面会記録作成の徹底

◆提言内容（要旨）

いつ、だれが、どのような用件で面談に来たのか等その内容を記録することを徹底することやそれを補完するための防犯カメラを公務の場である市長室や議長室、公共事業担当部署、契約担当部署等関係各機関に設置する。

設置にあたっては、プライバシーに配慮することを含んだ防犯カメラの管理規定等を制定する。

1. 面会記録の作成の徹底
2. 防犯カメラの設置

◇再発防止策実施状況（市長政策室秘書政策課、総務部総務課・職員課、上下水道部経営総務課、議会事務局議会総務課、各施設管理担当課）

1. 面会記録の作成の徹底

（1）執行部

平成31年4月に「文書の作成に関する指針」²⁰を策定し、令和元年5月には職員向けに研修を実施した。

また、職員倫理条例の施行を受け、「「不当要求行為等」・「特別職に属する公務員からの働きかけ」に該当する要望等の具体例【ガイドライン】」²¹を策定し、令和2年9月25日から要望等の記録、保存に関する取り組みを実施している。

その中で、要望とは、市の職員に対して行われる当該職員の職務に関する職員の作為又は不作為を求める一切の行為と定義し、記録の例外となるものを除き、原則、記録の対象としている。

市長への面会については、平成31年度から新たに秘書政策課において、面会者受付簿を作成し、面会前にすべての来訪者の氏名や所属、要件等の記入を行い管理している。

（2）議会

市議会議長、副議長への面会については、以前から日々の議長、副議長公務スケジュールで面会者情報を入力管理しており、引き続き管理を行っている。

他の市議会議員への面会対応としては、令和2年1月から新たに防犯対策を兼ねて、市民等が会派控室に入室する際に、会派控室入室許可受付簿への記載と入室許可証の着用を義務づけた。

令和3年3月25日に「議会棟会議室の使用に関する要領」を改正し、議員及

²⁰ 『文書の作成に関する指針』 資料編 P67～P71

²¹ 『「不当要求行為等」・「特別職に属する公務員からの働きかけ」に該当する要望等の具体例【ガイドライン】』 資料編 P72～P73

び市職員以外の者が会派控室に用務がある場合は、受付簿に用務先の会派名又は議員名、住所及び氏名を記入し、議会総務課長に届け出、かつ、市議会が貸与する入室許可証の着用義務を規定した。

2. 防犯カメラの設置

(1) 市役所本庁舎

令和元年11月18日に「上尾市役所本庁舎等防犯カメラ等管理運用基準」²²を制定し、新たに令和元年12月から市長室や秘書政策課窓口をはじめ本庁舎等の11箇所に防犯カメラを設置²³し運用を開始している。また、令和3年3月に同基準を改正し、第9条から第14条までにおいてデータの提供や個人情報取り扱いについて定めることとした。

令和3年2月には、庁舎内防犯管理の観点から、行政棟及び議会棟の通路に計7台の防犯カメラを増設したほか、エレベーター内にも新たに設置した。

(2) 上下水道部庁舎

令和2年2月28日に「上尾市上下水道部庁舎防犯カメラ等管理運用基準」²⁴を制定し、令和2年3月に上下水道部庁舎内3箇所に防犯カメラを設置²⁵し、運用を開始した。令和4年1月には庁舎玄関及び水道料金支払窓口に防犯カメラを設置した。また、同基準の第9条から第14条までにおいてデータの提供や個人情報の取り扱いについて定めている。

(3) 議会棟

前述の市役所本庁舎に設置した防犯カメラに含まれる。

◇総括

内部評価【提言内容を実施】

誰が、どのような要件で面会したのかを記録することで、公正かつ透明性の高い行政運営を行えている。また、公務の場である市長室や契約担当部署等に防犯カメラを設置したことで、不当な圧力や要求が行われることへの抑止機能を果たしている。また、防犯カメラを増設したことで、より防犯機能も強化され、職

²² 『上尾市役所本庁舎等防犯カメラ等管理運用基準』 資料編 P74～P78

²³ 防犯カメラの設置（市役所本庁舎） 資料編 P79～P80

²⁴ 『上尾市上下水道部庁舎防犯カメラ等管理運用基準』 資料編 P81～P85

²⁵ 防犯カメラの設置（上下水道部庁舎） 資料編 P86

員が安心して働くことができ、たとえ不当要求行為等があっても毅然とした態度で対応に臨むことができるものとなった。

なお、プライバシー保護については、管理運用基準を定めたことで、適切な運用を図っている。

提言6 コンプライアンス意識の徹底

◆提言内容（要旨）

市長や市議会議員等、職員のコンプライアンス意識の徹底を図る研修や職業倫理研修などを実施し、職員は年1回は受講する。入札事務や契約事務に特化した研修をより充実させて実施する。入札に関する研修は市議会議員も受講できるよう検討する。

1. コンプライアンス意識の徹底を図る研修の実施
2. 入札や契約事務に特化した研修の実施

◇再発防止策実施状況（市長政策室秘書政策課、総務部職員課・契約検査課、議会事務局議会総務課）

1. コンプライアンス意識の徹底を図る研修の実施

（1）執行部

平成30年2月に、県知事時代に徹底した情報公開や行政評価制度の導入などの県庁改革を行った元三重県知事の北川氏による職員向け自主研修を開催し、定員を超える約80名の職員が参加した。

職員倫理条例の制定に先駆け、令和元年7月9日に市長をはじめ管理職以上を対象とした外部講師による「コンプライアンス研修会」²⁶を実施し117名が参加した。具体的な事例を交えつつ、不祥事防止のために求められる組織的対応や職員のコンプライアンス意識の在り方を改めて学び、各所属職員への共有を図った。本研修は、市議会議員においても希望があれば参加できることとした。

（2）議会

上記「コンプライアンス研修会」に市議会議員15名が参加したほか、令和2年2月4日に市議会議員を対象とした外部講師による研修「地方議会・議員に求められる役割と議会活動における自己統制（コンプライアンス）について」を開催²⁷し、公職者としてのコンプライアンスを学んだ。

今後、入札制度や官製談合の防止に関する研修などを実施する。

2. 入札や契約事務に特化した職員研修の実施

令和元年11月14日に、契約事務を行う全68所属のグループリーダー等を対象とした契約事務に関する「実務研修」を開催（76名参加）した。研修に

²⁶ 上尾市コンプライアンス研修会研修次第 資料編 P87

²⁷ 平成31年度上尾市議会議員研修会次第 資料編 P88

は令和元年11月に作成した「契約事務の手引き」を活用することで、内容を充実させた。

その後、令和2年1月に「上尾市官製談合防止マニュアル」²⁸、「随意契約ガイドライン」²⁹を策定し、全庁に周知した。

令和2年8月20日には、全68所属のグループリーダーを対象に契約事務に関する「実務研修」を開催（68名参加）した。前述のマニュアル等を基に入札談合等関与行為等の事例を挙げ、注意点の説明や契約事務における服務規律の保持を求めた。

令和3年11月4日の「実務研修」（主幹・グループリーダー級66名、実務担当者67名参加）では、契約関係例規の改正及び契約事務の運用変更を中心に説明するとともに、試行が始まった内部統制制度について適正な運用を求めた。

3. その他

平成30年5月に、元三重県知事の北川氏と市長との対談を実施した。対談の中では、再発防止に向け、執行部も議会も目に見える形で対応を示すことが重要であり、政治倫理条例や口利きあっせん禁止条例を制定するくらいの取り組みを断行する必要があるとのアドバイスがあった。対談の内容については、市民にも取り組みを示すため、平成30年の「広報あげお7月号」に掲載した。

◇総括

内部評価【提言内容を概ね実施】

管理職向けの研修や、各所属のコンプライアンス推進員に対する研修を、毎年度、継続的に実施している。

令和2年度は、研修後、推進員が所属職員に研修を実施し、職場内での事例検討を行った。令和2年10月には『上尾市コンプライアンス・ハンドブック』³⁰を作成し、全職員に周知した。

令和3年度は、全職員向けにeラーニング研修を実施した。その後、所属ごとに事例検討を実施した。

また、コンプライアンスに関連する研修として、新規採用職員研修や、主任級、主査級研修においても「公務員倫理」研修を実施しており、職員へのコンプライアンス意識の徹底を図っている。

²⁸ 『上尾市官製談合防止マニュアル（第2版）』 資料編 P89～P101

²⁹ 『随意契約ガイドライン』 資料編 P102～P112

³⁰ 『上尾市コンプライアンス・ハンドブック』 抜粋 資料編 P113～P124

入札や契約事務に関する研修については、マニュアル等の整備が進んだことや、研修内容の充実を図っていることで、職員一人一人が知識を深め、今後同様の事件が起こらないようにしている。今後も継続して年1回以上の契約事務に関する「実務研修」を実施することで、不適切な契約行為を防止する。

令和2年4月1日の改正地方自治法施行により、都道府県と指定都市に内部統制の整備が義務化された。指定都市以外の市町村は、努力義務とされるものの、本市では信頼回復に向けて、公正・公平な行政を一層推進するため、令和3年8月に『上尾市内部統制試行運用ガイドライン』^{31・32}を策定し、令和3年10月1日から、契約・出納に関する事務を対象に、20所属で試行運用を開始した。

³¹ 『上尾市内部統制試行運用ガイドライン（概要版）』 資料編 P125

³² 『上尾市内部統制試行運用ガイドライン』 資料編 P126～P136

提言 7 法曹有資格者の採用

◆提言内容（要旨）

職員が不当な要求を拒否し、違法性が懸念される事態への毅然とした対応が取れる組織体制を確立するためには、弁護士等法曹有資格者を職員として採用することを検討する。

◇再発防止策実施状況（総務部総務課）

令和2年4月に法的思考、法的対応に習熟した法曹有資格者1名を特定任期付職員（弁護士）として採用した。役職は法務監（副参事級）として配属した。

職務内容は次のとおり。

- ①職員向けの法律的課題に係る相談
（職員への不当要求時の指導・助言その他の対応を含む。）
- ②訴訟、調停等の対応
（指定代理人として訴訟対応。）
- ③行政不服審査法による審査請求の審理員の業務
- ④債権管理に関する指導及び助言
- ⑤職員向けの法務研修講師
（1年目、3年目の法務研修、職員の法務能力向上に向けた研修ほか。）
- ⑥契約書案の審査
- ⑦契約事務に関する庁内委員会委員としての参加
- ⑧その他コンプライアンスの推進や市への不当要求行為等のトラブル防止など
（コンプライアンス担当部署としての対応を含む。）

◇総括

内部評価【提言内容を実施】

具体的な法務監の実績として、令和2年度は、上尾市建設工事等請負業者審査委員会委員としての審査130件、職員からの法務相談103件に対応。

法務相談は、顧問弁護士との相談件数が平成30年度は19件、平成31年度は37件であることを踏まえると、職員が積極的に法務監に相談していることが分かる。これまでの運用において、職員からは以前に比べ「迅速かつ綿密な相談を通じて複雑な事案を冷静に対応できるようになった」等の効果が認められている。今後、不当要求や違法性が懸念される事態が起こったとしても法務監との相談を通じて、職員自身が毅然とした対応が取れる体制の構築に大きく寄与しているものとする。

提言 8 公用車の適正利用

◆提言内容（要旨）

今回の事件では、賄賂の受け渡し場所への移動に議長車が利用されたことも疑われる。このような事態を防止して公用車が適正に利用されることを担保するため、全ての公用車にドライブレコーダーを設置し管理規程の制定を検討する。

1. 公用車へのドライブレコーダー設置
2. ドライブレコーダーの管理規程の制定

◇再発防止策実施状況（総務部総務課、上下水道部経営総務課、消防本部警防課、環境経済部西貝塚環境センター、議会事務局議会総務課）

1. 公用車へのドライブレコーダー設置

（1）執行部間

①総務部

平成31年7月以降、新車導入時及び再リース契約時に順次設置を進めている³³。全86台（上下水道部及び議会事務局を除く）のうち、令和4年2月末までに市長車を含む76台（88%）に設置している。令和4年度中に7台（99%）、令和5年度中には全車両への設置を完了する予定である。

令和3年10月には、GPSロガー（移動経路を記録する装置）を、特別職の公用車3台に導入した。

②環境経済部（西貝塚環境センター）

令和2年8月以降、順次設置を進め、全23台のうち、令和4年2月末までに6台（26%）に設置している。令和9年度中には全車両への設置を完了する予定である。

③消防本部・消防署

新車導入時及び再リース契約時に順次設置を進めており、全48台（消防団の車両を含む、特殊車両・被けん引車を除く）のうち、令和4年2月末までに31台（64%）に設置している。消防本部・消防署で運用している車両については令和7年度中、消防団で運用している車両については令和12年度中に全車両への設置を完了する予定である。

④上下水道部

³³ 公用車へのドライブレコーダー設置 資料編 P137

令和3年4月以降、リース契約更新時に順次設置を進めることとしており、全20台のうち令和4年2月末までに10台(50%)に設置している。令和5年度中には全車両への設置が完了する予定である。

(2) 議会

議長公用車(議会事務局車全1台)について、令和2年7月の車両更新時に設置した。また、令和3年12月にはGPSロガーを導入した。

2. ドライブレコーダーの管理規程の制定

(1) 執行部

①総務部

平成31年2月28日に「上尾市ドライブレコーダー及びデータの管理及び運用基準」³⁴を制定し、運行中の映像及び音声データを記録することで、公用車の適正な利用を担保している。

②環境経済部(西貝塚環境センター)

令和3年1月14日に「上尾市西貝塚環境センタードライブレコーダー及びデータの管理及び運用基準」を制定し、運行中の映像及び音声データを記録することで、公用車の適正な利用を担保している。

③消防本部・消防署

令和2年11月12日に「上尾市消防本部ドライブレコーダー及びデータの管理及び運用基準」を制定し、運行中の映像及び音声データを記録することで、公用車の適正な利用を担保している。

④上下水道部

令和3年3月26日に「上尾市上下水道部ドライブレコーダー及びデータの管理及び運用基準」を制定し、運行中の映像及び音声データを記録することで、公用車の適正な利用を担保している。

(2) 議会

前述の執行部(総務部)が策定した管理及び運用基準に含まれる。

³⁴ 『上尾市ドライブレコーダー及びデータの管理及び運用基準』 資料編 P138～P140

◇総括

内部評価【提言内容を概ね実施】

ドライブレコーダーの設置により、公用車を利用したときの状況がすべて把握できることから、不正や不適切利用が不可能になる。また、事故等の記録に役立つことから職員が安心して公務にあたることもできるようになった。車両のリース契約の都合上、現時点では全車への設置は完了していないが、更新時等に順次設置を進めることで全ての車両への設置を行うこととしている。

なお、設置したドライブレコーダー及びそのデータの取り扱い等についての運用基準を定めることで、プライバシーに配慮しつつ、公用車の適正利用を担保している。

提言9 市民による監視の強化

◆提言内容（要旨）

市民の市政に対する牽制機能の向上をもたらすことが、再発防止に不可欠である。市民は、市政により関心を高めるとともに、地方自治法にある監査の請求や市議会の傍聴などを通じて、不祥事の再発防止に努めていただきたい。市もまた、市議会の日程をメールマガジンで配信することや市議会がネット中継されていることを積極的にPRすることに努める。

1. 市民の市政に対する牽制機能の向上
2. 積極的な情報発信

◇再発防止策実施状況（市長政策室秘書政策課・広報広聴課、総務部総務課、議事事務局議事調査課、監査委員事務局）

1. 市民の市政に対する監視機能の向上

（1）執行部

①市長行動記録の公表

市民の市政に対する監視機能の向上のため、秘書政策課では令和2年1月に「市長行動記録等の公開に関する規程」³⁵を制定し、毎月、市ホームページに市長行動記録を公開することとした。また、市民に分かりやすく情報を提供するため、令和3年12月に、市ホームページのトップページから市長行動記録掲載ページまでの階層構造を浅くし、整理することで改善した。

②審議会等の会議の公開

市民に市政への関心を高めいただくため、「審議会等の会議の公開に関する指針」³⁶を改正し、これまで情報公開コーナーに掲示していた「会議開催のお知らせ」を、令和元年10月から新たに各課においてホームページに掲載することとした。また、各課の掲載漏れを防ぐとともに、市民に分かりやすく情報を提供するため、令和2年12月25日から市ホームページのトップページに専用メニューを設置し、「会議開催のお知らせ」及び「会議の開催結果について」を掲載するよう改善した。

会議の公開の具体的な実績としては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響から、会議の開催件数の減少により、会議の傍聴人数は平成31年度と令和2年度を比較すると、92人（開催件数136件）から60人（開催件数114件）へと減少したが、Web会議（9件）においても傍聴を可能とし、審議会等の運営

³⁵ 『市長行動記録等の公開に関する規程』 資料編 P141

³⁶ 『審議会等の会議の公開に関する指針』 資料編 P142～P143

の透明性の確保に努めている。

(2) 議会

①市議会の傍聴

市民に市議会への関心を寄せていただくため、平成30年6月29日に「上尾市議会委員会条例」を改正し、市議会の各委員会の傍聴を委員長許可制から自由公開制に変更した。なお、会期中の常任委員会等の傍聴者数はここ数年70人前後で推移しているが、この変更による傍聴者数の特徴的な増減は見られなかった。

②監査委員に関する条例の改正

監査委員の独立性と専門性を確保すること及び、監査における公正性や客観性のさらなる向上のため、総務常任委員会提出議案として令和元年9月27日に「上尾市監査委員に関する条例」³⁷を改正し、令和2年1月1日からは、市議会議員から監査委員を選出しないこととした。

(3) 監査

①監査結果の公表

監査委員が実施した監査の結果について市ホームページで公表することとした。議会報告している「決算審査意見書」及び「財政健全化審査意見書」については平成30年8月に、その他の監査結果(住民監査請求・財政援助団体等監査・定期監査の監査結果)については令和元年5月以降、随時、市ホームページに掲載している。

②監査実施基準の策定

地方自治法の改正に伴い、令和2年3月26日に監査等に当たっての基本原則となる「上尾市監査基準」³⁸を策定し、市ホームページで公表した。

具体的には、上尾市監査基準第3条に監査委員の倫理規範を、上尾市監査基準第17条に監査結果に関する事項の公表等を位置付けた。

2. 積極的な情報発信

(1) 執行部

³⁷ 『上尾市監査委員に関する条例』 資料編 P144～P146

³⁸ 『上尾市監査基準』 資料編 P147～P151

①積極的な情報発信

市民による市政へのチェック機能が果たせるように積極的な情報公開、情報発信に努める必要があることから、プレスリリースの回数を、平成29年度の78件から、平成31年度は95回、令和2年度は101回、令和3年度は2月末までに135回に増やした。

また、SNS等を活用した情報発信により、Twitter（広報広聴課のアカウント）のフォロワー数は、平成29年度の2,160名から令和4年2月末現在で4,453名に増加し、Facebook（広報広聴課のアカウント）についても、平成29年度の460名から令和4年2月末現在で596名に増加した。これに加え、令和元年9月からはLINEでの情報発信を開始し、令和4年2月末現在での友達登録数は5,246名となっている。

さらに、より見やすい誌面とするため、広報あげおを、令和2年の5月号からフルカラー化した。

令和3年度は、市内14の公共機関等に16台のデジタルサイネージを設置し、新型コロナウイルスに関連する情報などについて、広報誌やホームページを補完して情報発信を行っている。

（2）議会

①委員会等の録画映像配信

令和元年6月定例会以降の各委員会については、新たに録画映像を配信することとした。令和元年9月には、これまで公開していなかった全員協議会の会議録について、平成31年4月以降の開催分を公開し、令和2年1月以降の全員協議会については、録画映像の配信をすることとした。

②市議会日程等の周知

市議会日程については、平成30年2月から市役所本庁舎1階に3か所設置されている情報発信モニターに掲載している。上尾駅ペDESTリアンデッキ情報発信モニターの運用終了に伴い、令和3年12月定例会以降は、イオンモール上尾内デジタルサイネージ「わが街NAVI」に議会日程を掲載している。

各委員会の録画映像の配信開始については、令和元年の「広報あげお6月号」及び「議会だより8月号」に掲載したことと併せ、市議会ホームページへの掲載及びプレスリリースにより広く周知した。

◇総括

内部評価【提言内容を実施】

情報の公開や傍聴制度の改正、監査結果の公表により、市民によるチェック機

能が向上することで、市政へのさらなる牽制になることから、再び同様の事件を起こさないためにも、今後とも執行部や議会は積極的な情報発信を進めることとしている。

市長へのはがきや問い合わせメールの件数について、平成29年度は合計617件であったが、平成31年度には783件、令和2年度には1,079件にまで増加している。

令和3年には、市民からの声を市政運営の参考とするため、広く政策の提言や提案を受け付けるだけでなく、業務に関する問い合わせや相談、指摘等については、より迅速な対応が可能となるよう、「市長へのはがき制度」を「市長への政策提言制度」「市政への問い合わせ制度」に改めた。また、幅広い年代から市政への提案をいただく仕組みとして「未来を担う子どもたちからの提案制度」を創設し、これまでに538件の提案をいただいた。

問い合わせや要望等、内容は様々であるが、市政への関心が高まっていると考えられる。より市民が市政情報に触れる機会を増やすことで、市政へのチェック機能向上の一助になればと考えている。

提言10 提言内容の定期的な評価

◆提言内容（要旨）

本提言が着実に実行されているか定期的に評価することが必要である。そのための組織を設置することや評価結果をホームページで公表するなど市民に適切な情報を提供することも重要である。

1. 提言の公表と周知
2. 進捗管理と定期的な評価

◇再発防止策実施状況（市長政策室秘書政策課）

1. 提言の公表と周知

今回のような不祥事の再発を防止するため、第三者委員会からの提言を平成31年3月18日に受領した後、速やかに市ホームページで公表した。

市職員への周知は、同日に臨時庁議を開催し、市長から直接各部長へ再発防止策を速やかに実行するよう指示したほか、庁内情報ネットワークシステムを活用し、全職員へ周知した。市議会に対しては受領と同時に提言書の複製を送付し取り組みを依頼した。

2. 進捗管理と定期的な評価

進捗管理は市長政策室秘書政策課が行うこととし、平成31年4月12日及び令和元年10月15日の次長会議、令和2年1月6日の庁議において各部に具体的な事務等を依頼した。さらに、中間での進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取り組みを促すなど進捗管理を行った。

令和2年8月から10月にかけて実施状況を再度確認し、評価会による評価を実施し、その結果を掲載した。

令和3年度においても進捗状況を把握し、引き続き評価を行っている。

平成31年3月18日	(庁議) 第三者調査委員会から受領後各部長へ指示
平成31年4月22日	(次長会議) 再発防止策の実施手法等を全庁へ依頼
令和元年10月15日	(次長会議) 進捗状況調査を行い、さらなる取り組みを促した
令和2年1月6日	(庁議) 進捗状況調査を行い、さらなる取り組みを促した
令和2年8月24日	(秘書政策課) 実施状況調査
令和2年10月21日	(秘書政策課) 報告書(案)作成
令和2年11月16日	(秘書政策課) 評価会による実施状況の評価を実施
令和2年11月24日	評価を掲載した当該報告書を公表

令和3年10月25日	(次長会議) 実施状況調査を行い、さらなる取り組みを促した
令和4年3月1日	(秘書政策課) 報告書(案)作成
令和4年3月15日	評価員に報告書(案)を送付し評価を依頼
令和4年3月28日	評価員による評価を実施

◇総括

内部評価【提言内容を実施】

条例を制定する必要があるものや、公用車の更新時期に合わせるものに関しては時間を要することになったが、事件発生から4年、第三者委員会からの提言を頂いてから3年が経過した現在、提言内容への対応が概ね実施できたと考えている。しかし、今回のような不祥事の再発防止のためには、定期的な評価が必要であることから、引き続き点検を実施していくこととする。

さらに、職員全体として当事者意識を失わせないためにも、次長級の会議においても議論を行った。

今後、二度とこのような事件が起こらないようにするため、また、失われた信頼を回復させるため、より一層の努力を行い、コンプライアンスを遵守する組織風土を醸成するとともに、市長をはじめ市議会、職員が一丸となり、さらなる意識改革、再発防止に取り組む。

第4 取り組みへの評価（評価員）

前回の評価では、本事件（上尾市西貝塚環境センターの業務に関する入札を巡る事件）の調査中に、再び不祥事（小敷谷地内フェンスブロック擁壁撤去・新設工事問題）が発生し、相当に厳しい評価をしたが、その後、入札制度に関し意図的な分割受注が行えない仕組みを導入し、また、職員のコンプライアンス意識を徹底するための諸施策を実施するなどしており、今のところ、新たな不祥事発生への報告も受けていないことに鑑みれば、提言内容は概ね実施されていると評価することができると思料される。

しかしながら、これまでに発生した上尾市政に関する度重なる不祥事に鑑み、以下の点を指摘しておきたい。

- (1) 上尾市議会議員政治倫理条例において、資産公開制度が導入されなかった。

資産公開制度は、議員の資産を市民の監視下におき、その地位を利用した不正な蓄財等を防止しようとする制度であり、政治倫理の確立、健全な民主主義の実現には不可欠な制度であって、法律で求められている都道府県や政令指定都市以外の自治体においても、この制度を導入している自治体が現に多数存在する。上尾市の場合は、過去に業者と議員との癒着により、議員が多額の不正な資金を受領したという不祥事が発生しているため、この制度を導入しなかったことは理解に苦しむところである。

- (2) 上尾市議会議員政治倫理条例において、上尾市が行う請負工事等の受注制限の範囲が極めて狭い。

上尾市議会議員政治倫理条例第6条によると、上尾市が行う請負工事等の受注制限の範囲が「議員、その配偶者若しくは当該議員の一親等内の血族若しくは同居の親族が経営する企業又は議員が実質的に経営に関与する企業」と極めて狭い範囲に限定されており、これでは、例えば、議員の兄弟が経営する企業は受注制限の範囲から除外されてしまう。上尾市の場合には、過去に市が発注する請負工事に議員が関与し、その親族の経営する会社が当該工事を請け負うといった不祥事が発生しており、制限の範囲を拡大すべきである。

なお、現在、国において地方議員の成り手不足の解消を目的として、兼業禁止の緩和などを含む地方議会・議員のあり方の見直しの議論が行われている。しかしながら、市民の負託と信頼にこたえるため、政治倫理を確立し、正しい民主主義を実現しようとする上で、こうした制限は当たり前のことであり、こうした国における動きをもって、今回の指摘に対する抗弁とすることはできない。

最後に、上尾市政は市長のためのものでなく、議員のためのものである。上尾市民のためのものである。市政を預かる者は、常に市民の目線で正しい民主主義を実現するため、自己を律していただきたい。

第5 おわりに

西貝塚環境センターの業務に関する入札に関する事件の発生から4年、第三者調査委員会からの提言を頂いてから3年が経過し、市では、これまで、第三者調査委員会から頂いた10項目に及ぶ提言の一つ一つに真摯に向き合い、今後二度とこのような事態が起こらないように再発防止策を講じるとともに、信頼回復に向け職員一同、全力を注いでまいりました。

令和2年9月に全面的に施行した「上尾市職員倫理条例」に続き、令和3年4月には「上尾市長等政治倫理条例」及び「上尾市議会議員政治倫理条例」が全面的に施行し、それらに基づく運用が始まっています。加えて、入札制度の改善やコンプライアンス意識の徹底に向けた取り組みなど、提言に基づく再発防止のための各種制度も着実に整えてまいりました。

こうした取り組みについて、今回の外部評価においては、一定の評価をいただいたものと思われまます。

しかし、「市民の信頼」を取り戻すための取り組みは、これら各種制度を整えることで終わりではありません。職員一人ひとりが当事者意識をもって、これらの制度を十分に理解した上で、徹底したコンプライアンス意識のもとに、各種制度の適正な運用がなされることが重要となります。

引き続き、コンプライアンスを遵守する組織風土を醸成するとともに、全職員が一丸となり、これら各種制度の適正な運用を通じて、公正な政治、公平な行政をしっかりと推進してまいります。

令和4年4月

上尾市長 畠山 稔